令和７年度　第３回

立川市総合教育会議

令和８年１月２３日（金）

立川市市長公室改革推進課

令和８年度第３回立川市総合教育会議議事録

◆日時　令和８年１月２３日（金）１５時００分～１６時１０分

◆場所　立川市役所　101会議室

◆出席者

【構成員】

○酒井市長	○飯田教育長
○岡村教育長職務代理者	○小柳委員
○堀切委員	○戸田委員

【事務局】

○齋藤教育部長
○小宮山市長公室長
○浅見危機管理対策室長
○野口改革推進課長
○庄司コンプライアンス推進課長
○臼井教育総務課長
○澤田学務課長
○寺田指導課長
○高橋教育支援課長
○近藤学校給食課長
○鈴木生涯学習推進センター長
○黒島図書館長
○野津統括指導主事
○石井統括指導主事

◆次第

１　議題

（１）市長部局による学校でのいじめ防止の取組について（案）
（２）令和８年度学校教育の主な取組について

２　その他

◆資料

１　　市長部局による学校でのいじめ防止の取組について（案）
２　　令和８年度学校教育の主な取組について

○小宮山市長公室長：それでは、定刻となりましたので、酒井市長、よろしくお願いいたします。

○酒井市長：ただいまから令和７年度第３回立川市総合教育会議を開催いたします。
　議事に先立ちまして、令和７年12月24日付で戸田永二さんが教育委員に就任されましたので、ご挨拶をいただきたいと思います。
　それでは、よろしくお願いいたします。

○戸田委員：皆さん、初めましての方もいらっしゃると思うんですけれども、先日教育委員を拝命いたしました戸田永二と申します。
　私は、曙町で生まれまして、二小、二中に通わせていただきまして、せっかくこの機会いただいたものですから、今度は立川市の教育委員会の方々にお役に立てるよう、不慣れなこともあると思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○酒井市長：どうもありがとうございました。戸田教育委員、これからよろしくお願いいたします。
　それでは、議題に入らせていただきます。本日の会議は議題が２件ございます。
　なお、司会進行につきましては、市長公室長とさせていただきます。それでは、市長公室長、よろしくお願いします。

○小宮山市長公室長：市長公室長の小宮山と申します。以降の進行につきましては私が務めさせいただきます。会議の円滑な運営について、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
　初めに、「市長部局による学校でのいじめ防止の取組について（案）」を議題といたします。
　危機管理対策室コンプライアンス推進課長から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○庄司コンプライアンス推進課長：　危機管理対策室コンプライアンス推進課長、庄司でございます。よろしくお願いします。
　着座にて失礼させていただきます。よろしくお願いします。
　それでは、説明をさせていただきます。今回のこの取組でございますが、１、検討の経緯でございます。まず、いじめを早期に対応をすることで、児童生徒の尊厳及び人権の確保につながること、こちらを目的にしてございます。
　２つ目として、先生方、非常に今多忙でございます。教員の働き方改革につなげることでございます。
　３つ目として、酒井市長の公約でいじめ対策がなってございます。いじめ・虐待対応強化、子どもの声を受け止める相談事業等ということで公約に掲げてございます。

　その酒井市長が、昨年４月にこの先進市である大阪府の寝屋川市を視察されました。プラスこれは市内で５月に小学校の襲撃事件がございました。こういったことを踏まえて、私どもコンプライアンス推進課のほうに市長の命を受けるかたちで、私どもも10月に視察をさせていただきました。
　いじめ対策は、これまで基本的には学校や教育委員会が行ってきた、固有の事務と言ってよろしいでしょうか、そういった事務でございますが、近年は法律改正が後押しされている部分

もございますけれども、全国の幾つかの団体の30ぐらいでございますが、子ども家庭部門において主として相談業務を中心に第三者的な立場で市長部局が関わって対応しております。

では、寝屋川市の取組、どのような取組かといいますと、４ページ目の２となります。
寝屋川市の取組でございます。市長部局に監察課、危機管理部という部でございます。そこにいじめを停止するため、様々な形でいじめの対応に取り組んでいます。いじめを停止するというのが目的でございます。
具体的には、いじめ問題を市民の人権問題として捉え、教育委員会とは異なる第三者的な立場で対応してございます。加害児童、加害生徒、被害児童、被害生徒の概念を用いて対応してございます。いじめを停止させる、事態の早期収拾を図るためということでございます。
先生方を中心とした、学校現場でのいじめ対応を教育的アプローチと定義し、これに加えてこの監察課において行政的アプローチ、弁護士の力を借りた法的アプローチにより対応してございます。

いじめ通報促進チラシ、お手元に回覧をさせていただければと思いますが、このようなチラシを設けまして、様々な相談方法を用意し、積極的に情報収集を行ってございます。いじめの通報等があったときは、自ら監察課の職員が学校等に出向きまして、被害児童、加害児童とあるいは教員、保護者の方に直接関与して調査や対応を行っております。
なるべく早期にいじめの事実確認を行い、加害者への指導等を行うことでまずは１か月以内のいじめの停止を図っているところでございます。
法的アプローチというのは、被害者による警察の告訴あるいは民事での訴訟を行うルートとして刑事事件、民事事件に関する法的な手続を支援するため、その費用を市が補助する制度を設けるものです。
では、どのような取組を立川市として行うかということでございますが、立川市公立学校、小中学校28校に在籍している児童生徒全てを対象といたします。
後で説明をさせていただきますが、一旦は全校で行いますが、より重点的にこの取組を行う協力校と位置づけまして、そちらのほうは少し強力的に行うという予定をしてございます。

まず、１つ目として、いじめ防止のための周知活動、広報、ホームページ、学校へのチラシ、これはもう学校全体に全校周知をしてもらいます。令和８年７月ぐらいから予定してございます。また、学校行事等における周知活動、こちらは協力校等で取組をしていきたいと思っています。少し時期をずらして、９月頃からスタートしたいと思っております。
初年度及び２年目の場合についてでございますが、協力校として位置づけた小学校３校、中学校２校程度からスタートしたいと思っています。ただし、取り扱ういじめの件数が少ない場合は、途中でも協力校を増やしていきたいと思っております。
いじめ相談については、学校関係なく令和８年７月から電話、メール等の相談をお受けしたいと思っております。
お手元に今お配りしたはがきでございますけれども、チラシとはがきがついているものでございます。こちらで協力校において相談、受付をしていきたいと思っております。。

タブレットにつきましては、今児童生徒に配布しているタブレットにツールを入れまして、相談が気軽にできるような取組をしたいと思っております。こちらも協力校から進めていきたいと思っているところでございます。

いじめへの対応でございますけれども、寝屋川方式を採用してまいりたいと思っています。まずはいじめを停止させることを大前提に取組みをしていきたいと思っています。

寝屋川市が行っている法的アプローチ手法も導入していきたいと思っておりまして、これ予算は科目措置ということなので、一応予算は仮に提案しているところでございます。ただ、寝屋川市と立川市の状況違いますので、少し立川市の方式に則り、検討を進めているところでございます。

そのほか、いじめ関連の会議への参加等を考えているところでございます。

まずは、やはり寝屋川市と同様、両者の話をよく聞いて関係者の話をよく聞いて、行為をやめていただくことを主眼に同様に考えているところでございます。

６ページ目、４の組織案でございます。

今、私ども危機管理対策室という部でございますけれども、ここにいじめ監察課というのを設置していく予定でございます。１課１係体制ございます。来年度の危機管理対策室は、防災課と危機管理課とコンプライアンス推進課と、もう一ついじめ監察課と４課体制になります。人員体制につきましては、初年度及び２年度は協力校においていじめ対策を重点的に行うこととしておりまして、基本的には正規職員のほか会計年度任用職員で週数回勤務の方を任用しようかと思っております。元学校管理職であるとか心理職であるとか、あと弁護士なども想定しているところでございます。

５番目でございます。７ページでございます。

教育委員会との連携、これは非常に大事だと思っております。私どもいじめ対策は、ずっと私どもができるわけではなくて、やはりしっかりとした理解の下に、協力の下にやっていくべきだと考えております。

まず１つ目として、本事業に対する教職員、あるいは学校の理解、協力を深めていく、もちろん保護者等もそうです。児童生徒もそうです。学校のいじめ対策は必要不可欠であり、これを引き続き同様の取組をお願いしてまいりたいと思います。一番児童生徒を知っているのは先生方、学校でございます。

一方で、先生の働き方改革にもつながる取組であり、学校でできないことをサポートしていきたいと思います。例えば学校に対して不信感がある保護者の方がもしいらっしゃるのであれば、私どものほうにぜひ相談していただきたいと思っております。

２番目として、いじめ防止事業、スクールロイヤー制度など、制度に引き込んで引き続き廃止することなく教育委員会のほうで実施していただきたいと思っております。

３つ目としては、連携ということでございます。定期的に会議を行い情報共有してもらいたいと思います。第三者的に行ってはおるんですが、やはり情報がないとなかなかこういったことはできませんので、定期的に情報共有していきたいと思っております。

また、学童保育所や学校以外でいじめが起こる場合もございます。こちらも新組織に相談があれば対応可能な範囲で行ってまいります。

同様に、５番目でございますけれども、他部署で行っているいじめ関連の取組は継続して行ってまいります。

最後でございます。今後のスケジュールでございます。今日、総合教育会議で説明をさせて

いただきました。今後、校長会にもしっかり説明をさせていただきまして、実は市長のほうから、１月13日の校長会ではこのことに触れられているんですが、私のほうからしっかり校長会には説明した上で、各校に情報を提供させていただきます。
　環境整備をして、令和８年度上期には新組織ができて、協力校を決定していったり、あるいは会計年度任用職員の採用であったり、あるいは重要なところでございますけれども、フロー、マニュアルの作成、あとは学校に入らせていただき事例研究をしたり、あるいは専門家を交えて勉強会をしたりして、７月下旬には相談を開始したいと思っております。

　一方で、協力校の選定だとか協力校へのチラシ印刷等、あとはタブレットの準備等、あるいは法的アプローチの検討などを進めながら、９月からは法的アプローチの開始、あとは10月には協力校での相談開始を具体化していくように考えているところでございます。
　準備時間をしっかり取って相談業務に臨みたいと考えています。特に職員に経験がないところでございますので、しっかり事例を収集したり、様々教育委員会の声を聞いて、必要なケースを学びながら今後に生かしていくようにします。
　簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

○小宮山市長公室長：いじめの防止に向けまして、教育部局ではなく市長部局にいじめ監察課を設置するといった内容の説明でございました。
　ただいまの説明を踏まえまして、ご意見等ありましたらお願いいたします。
　飯田教育長、いかがでしょうか。

○飯田教育長：これまで学校のほうは、いじめの訴えがあったときには速やかに事情聴取をしていますけれども、保護者の関係で呼び出すこと自体でこじれたり、それからご両親、保護者の勤務の関係で、平日夜遅くだとか土曜日だとか日曜日というのは、頻繁に設定されることがあります。それらがいじめの停止に一歩でも二歩にも遅れたということにもつながりかねないので、働き方改革の世の風潮と併せて市長部局でも応援いただくということでは、学校現場を経験してきた私としても非常に期待をしているところです。

　もちろん様々なイメージの浸透もしていないところですし、校長によっては市長部局に全部任せるというようなことなど、誤解も生じるかと思いますが、走り出してから十分な検討期間もあるようですので、とにかく子ども同士のいじめの停止ということを主眼にするのであれば、非常に期待している組織だと考えております。
　以上です。

○小宮山市長公室長：ありがとうございます。実際に走り出してからになると思いますが、初めての部署ですし、教育部局ともお互いに押しつけ合いっこにならないような形が望まれるのかなというようなお話でございました。
　ほかはいかがでしょうか。
　小柳委員から一言よろしくお願いします。

○小柳委員：ご説明ありがとうございます。
　私は保護者委員なので、保護者としてですけれども、確かに第三者がいるということは保護者からしても安心かなと思います。対学校だと言いにくいこととかあると思うんで、それをワ

ンクッション挟むというか、第三者がいて整理してくれるというところがいいと思います。
　立川がチャレンジしているのがいいなと思って、何か市役所で不用なものをメリカリで売ったりとか、そういうこともやっていますよね。ほかの行政がやっていないことを真っ先にやる。いじめ監察課まだそこまでやっている行政は多くないと思うんですけれども、それに取り組むということなので、恐らく実例も少ないなか失敗もあるだろうし、何か修正しながら進めていくことになると思うんですけれども、子どもたちのためにマイナスにはならないと思うので、ぜひこれは応援したいなと思っています。

　この取組、いじめ監察課、何かこう名前も名前だし、加害者がいじめしたら監察課に連れていかれるじゃないですけれども、そういう抑止力という意味でもいいかなと思っています。でも１つ気になるのは加害者のことです。停止させるのは停止させるんですけれども、その加害者って１回いじめやめてもほかの子にターゲットを変えてまたいじめをするということがあると思うんで、加害者側の意識改革じゃないですけれども、加害者側の教育、加害者にこれは駄目なんだよ、何で駄目なのかというのを根っこから理解させるというところも、停止させるだけではなくて、教育的アプローチになるかと思うんですけれども、結構そこも大事なのかなと思います。以上です。

○小宮山市長公室長：ありがとうございます。加害者側の意識改革というのがありました。
　それでは、コンプライアンス推進課長のほうからお願いします。

○庄司コンプライアンス推進課長：　まさにそこが課題でして、加害者が被害者になるケースもございますし、あまり加害者に対して私どもが決めつけて物事を言ってしまうと、やはりその子の成長が止まってしまうようなことはあってはいけません。いじめはいけないことだということを十分理解してもらってから伝えていきます。加害者が被害者になる可能性もあるかと思うんですけれども、それは１つの事案として区切って、またその場合は１つの事案として区切りながらその説明をしていくというのが、寝屋川市のやり方と聞いてございます。そこは十分に人権配慮しながら対応していくことが必要というふうに寝屋川市から聞いてございますので、しっかりそこは押さえていきたいなと思っているところでございます。ありがとうございます。

○小宮山市長公室長：ありがとうございます。寝屋川という先進事例がありますので、そのあたりはぜひ情報交換をしながら進めていくということで、説明がございました。
　岡村委員はいかがでしょうか。

○岡村教育長職務代理者：説明ありがとうございます。
　市長の公約のところ、子どもの声を受け止める相談事業ということで、教育委員会だけじゃなくて市全体で子どもたちのことを取り組んでいくんだよというこの考え方、それはすごくうれしいと思いまして、不登校なんかでもそういうところが感じられまして、その具体化で本当にありがたいことだと思います。
　とにかく現場にいて、僕もいろいろそういう指導当たったんですけれども、さっき出てきた言葉で、小学校のときに加害者だった子が、中学校行ったら体が小さかったから立場が逆転してしまいいじめられる側になることもあります。先ほど小柳委員が言ったように、子どもの成長発達といいますか、指導といいますか、そこも大事だなと小柳委員の話を聞いて感じました。

学校は教育的アプローチで、監察課は行政的アプローチということなんでしょうけれども、人員体制のところを見ますと、元学校管理職の方を人員に入れていただけるということで、長年いろんな指導をされてきた先生に加わっていただくということは本当に良いことだと思いました。今若い先生が非常に多くて、経験の積み重ねという意味で、なかなか親への対応とか子どものいじめ対策の全ては無理ですよね。まだこれからという方も多い中で。そこをサポートしていただける感じになるので、いいと思いました。

先ほど、定例会でもお話ししたんですけれども、いじめ監察課と教育委員会でどちらが対応するのかということではなく、情報の連携をぜひよろしくお願いしたいなと思います。また学校や教育委員会には言えなくても、他に言える道があるということは、複数の道があるということで横の連携も重要だと思いました。

大分慣れてきたんですけれども、いじめ監察課という言葉は初めはすごい言葉だなと思いました。初めて聞く親御さんと子どもには、丁寧にこういう課だということで伝えていただければと思います。

○小宮山市長公室長：ありがとうございます。市長、いじめ監察課ということなんですけれども、もしコメントがありましたらお願いします。

○酒井市長：いじめ監察課というとおどろおどろしいじゃないですか。ただ、先ほど小柳委員からもあったような抑止効果を考えての名称です。学校だけではなくて、行政側もいじめは駄目だということを言ってくるんだということを、強いメッセージを与えることによって、いじめの抑止につなげたいがゆえに少し厳しい、強い言葉でいじめ監察課としました。

制度設計を庄司課長とも検討し、また教育長ともいろいろとお話をさせていただく中で、監察課と言ってしまうと、学校の先生の側が市長に何か監視されているようなイメージを持たれてしまう可能性を考えました。それは本意ではありません。子ども寄り添い課など他の名称も考えたんですけれども、それだといじめの抑止というメッセージが弱いなと思いました。やはりそこはいじめという言葉と、寝屋川市が使っている抑止効果というところを抽出して、いじめ監察課という形のネーミングにさせていただいたということです。

○小宮山市長公室長：ありがとうございます。これはあくまでもいじめの監察課といった説明でございました。

それから、岡村委員のほうからは、教育的アプローチと行政的アプローチをあまりかっちりと分けないように、情報の連携というようなお話もありましたが、そのあたりはコンプライアンス推進課長、いかがでしょうか。

○庄司コンプライアンス推進課長：学校では、子どもたちというのは本当に大事な、教職員の方にとってはもちろん大事な児童生徒でございます。学校側では人間関係の修復に時間を要することが多いと聞いております。

ただ、一方で、こういった行政的アプローチは比較的短時間でいじめが止められることもあるのではないかと思います。短時間で仮にいじめ行為が終わったとしても、後の経過を見ていただくのは学校現場でしか分かりませんので、いじめが継続しているのか、あるいは終わっているのか、あるいは何かまた別の子がターゲットになるんじゃないかというところは、引き続き学校の先生方に見ていただくということが必要だと思っております。そこはしっかり学校との連携を取りながら、教育的アプローチも大事かなと思っております。以上です。

○小宮山市長公室長：ありがとうございます。
　それでは、堀切委員のほうから一言お願いいたします。

○堀切委員：まず、こういう部署をつくっていただくのは本当にありがたいと思っています。この監察課という言葉に、不正を監視するという意味が日本語にあるので、ちょっとどうなのかなと思ったんですけれども、ヤングケアラーのこともやってくださっていますし、人権が大事なんだよ、子どもも１人の市民として人権を守るんだよという意味で、人権侵害に対する監察課であるということを言っていただければいいのではないかなと、誤解もなく伝わるのではないかなと思いました。

　抑止力ということだったんですけれども、普通の地域の学校というのは、生まれた日と家が近いだけで入れられているだけなので、トラブルがあるのは当たり前だと思うんですね。トラブルがあるのは当たり前で、ないことがいいとは限らなくて、小さいトラブルから学んでもらなきゃいけないと思うんですね。なので、あるのが普通、抑止力もいいんですけれども、あるのが普通で、小さいうちにどうやって対応するかというところが一番大事なのかなと思うんです。

　２つ目なんですけれども、市役所と学校ということで、子どもを助けてくれる方って誰でもいいと思うんですね。なので、身近にある学校じゃなくて市役所に連絡をしてくるということは、恐らく学校に対しての信頼ができないという気持ちがあってかけてくると思うんですね。その電話はもしかしたら最初で最後かもしれないので、しっかり最初のうちに安心してもらえるように対応していただきたいです。
　私が小学校のときにクラスが学級崩壊で、転校したくて市役所に電話かけたことあるんです、転校できますかって。それに対して、個別の事案にはこちらではお答えできませんというのを３回ぐらい言われて、音声対応されているのかと思うことがありました。大人になって今分かるんです、悪意なく言われただけだと思うんです。ただそういった対応があったので、実家近いほうが絶対に子育てしやすい環境なんですけれども、帰ろうと思えないんですね。
　子ども産んでから立川市役所の子ども家庭部の方々にすごいよくしていただいて、ここに住もうって思えたので、やはり子どもも市民の声として大事にしていただくというのは、自身の経験からも大事なのではないかと思います。

　最後に、これはちょっと教育委員会にお尋ねする形になっちゃうと思うんですけれども、教育的アプローチに関して、先生方がトラブルが起きたときに保護者に電話をかける、その電話のかけ方が良くないと思うことは多々あるんですね。根底に先生に対する信頼があるので、電話としては微妙だけれども先生はいつもよくしてくださって、わかったとは思うんです。けれども、保護者が欲しい内容から先に言ってくれなかったりとか、時系列いっきに説明されたりするので、とても分かりづらいです。例えば普通の会社だったら最初の二、三週間、電話研修とかロールプレイをやられると思うんですけれども、そういう研修はないんでしょうかという質問です。

○寺田指導課長：伝え方、伝わり方によって様々二次的なトラブルに発展するというケースは、正直ございます。その中で具体的にロールプレイであるとか、システム的な型がある学校というのは正直少ないかなと思います。

初任者であったり若手教員に対しては、ベテランの教員が伝える内容であるとか文言とかも含めて確認した上で、連絡するような指導体制は整っています。そこに管理職が入ることもございません。

以上です。

〇堀切委員：ぜひこれを機会に、電話対応について整理していただきたいと思います。

〇小宮山市長公室長：ありがとうございます。学校の先生によってまちまちの電話対応ですね。ありがとうございました。

新しく就任された戸田委員に一言お願いします。

〇戸田委員：私も先日寝屋川市のホームページで動画を見させていただきまして、いい取組だと思いました。ただ、先ほどもおっしゃったように、今まで加害者だったお子さんが、それがやっぱりどうしても心配になって、その後はやっぱりいじめた側はその場にいにくくなったりというのがちょっと心配かなというふうに感じています。

〇小宮山市長公室長：ありがとうございました。

市長のほうからコメントございますでしょうか。

〇酒井市長：教育委員の皆様にいろいろとご意見をいただきましてありがとうございます。

基本は、今回庄司課長のほうからもお話をしているとおり、子どもたちあるいは親、いじめの被害に遭っている方々がいじめの救済を求める窓口を増やそうという取組です。従来どおり学校の先生に解決を求めたい人は学校の先生に求めていただいて、それで済む場合にはそのほうが僕はいいと思っています。一方で、なかなか学校との信頼関係とか、あるいは信頼関係はあるんだけれども学校にはなかなか訴えにくい状況で、現状でも学校側が各学校でいじめを把握しきれているかと言えば、しきれていないと思うんです。

その部分で苦しんでいる子どもが、別のチャンネルであれば訴えられるという、そういったところを立川市は、行政もいじめに苦しんでいる子どもたちを助けてあげるんだということを、しっかりとしたメッセージとして伝えていきたいと思います。

これは別にいじめ監察課が云々の話だけではなくて、いじめが起きているときには、そのいじめの現象、これ虐待でも同じだと思っているんですけれども、その現象からその被害に遭っている子どもをまず救うのが第一です。第二は、そのいじめている子、あるいは親であれば虐待をしている親が、そういうことをしてはいけないんだということをしっかりと理解をしてもらうことです。何が原因であったのかというところを掘り下げて、そういったことを二度と起こさないように、先ほどあったようにこの子とは解決したんだけれども別の子というようなことにならないように教育をしていく、これは我々ではなくて、先生、学校関係者でなければなかなかできないことです。

その一方で、さらに進むと、では今度いじめた側が被害者になる、これは被害者が加害者になったり、加害者が被害者になったりということもあるので、それは先ほど庄司課長からも話があったように、一つ一つの事案で切っていくことが重要です。逆の立場になったときには、被害に遭っている子をしっかりと守っていくということをしていかなくちゃいけないというこ

とです。相談をしてきてくれた親御さんやあるいは当時者の方が、不信感を持たないように教育委員会並びに学校現場とは当然連携をする必要があります。全部行政に頼んだけれども結局学校と一緒じゃないかと思われてしまうとすればあまりよくありません。でも、何も連携をしなければ解決ができないので、そこのあんばいは難しいのかなとは思いつつも、学校、教育委員会とも連携をしながら、いじめをやめさせるということに注力をしていきたいと考えています。

人間関係の再構築は、これは寝屋川市も同じなんですけれども、学校の教育現場では各校長先生によっていろいろお考え方、考え方が違うということもあろうかと思います。個性はあっていいんだけれども、堀切委員からあったように、対応が良くないと思うことも僕自身も小学生の父親ですので思うところもあるんで、そこはいろいろと共通の理解、共通の手法も身につけていっていただければなということで、教育委員会事務局と市長部局が連携していきたいというふうに思っております。

また、このペーパーの中では具体的にお話をいたしませんでしたけれども、今回この制度を入れていくに当たって、条例の改正作業があります。市長部局としては組織をつくってそこに人を充てる、それに伴って当然お金もかかるので、予算は令和８年度の当初予算の中に組み込んでいって、議会が議決をしてもらわないとやりたくてもやれないというお金の面と、それプラス組織条例の中で、これいじめを扱う市長部局のセクションが今まで規定がされていなかったということが判明をしましたので、それは危機管理対策室の中でいじめ問題に取り組むということを書き込ませていただきます。

立川の市長部局のほうで今までも何かしら防止策に取り組まなくてはいけなかったはずなのに、あまり具体的に何かを取り組んでいたということがありませんでした。どちらかというと教育委員会にお任せということでしたので、具体的に行政としてアプローチをしていくための条例上の根拠をしっかりと明確にして、その条例の改正案は３月議会で提案をして議決をいただいた上で、事業を夏ぐらいからはスタートしていきたいということで準備を進めてまいりたいと思います。

今回の三小の例を言えば、最後、当事者のお子さんの保護者が納得をしないときに、その怒りの矛先が学校にだけ向くのではなくて、行政のほうにもし怒りの矛先が、こちら側に向くような形のルートもつくっておくことによって、レアケースだとは思うんだけれども、そういった酒を飲んで暴れてしまうような人が、子どもたちの心に傷が残るような、また当事者の子どもの心に傷が残るような状況というものは回避をしていくことにもつながるのではないかと考えています。また逐一総合教育会議の場でも進捗状況だとか、あるいは具体的な事例の場合になったときには、こういう議事録が残る場で特定の名前が出てしまうと問題がある場合もありますので、そういった場合にはまたプライバシーが守られるような形で、教育委員会の皆さんとは情報交換をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇小宮山市長公室長：ありがとうございました。初めての取組ということでございますので、引き続き教育委員会と連携をしながら取り組んでまいるという考えでございます。

一通り皆様からご意見いただきましたので、この議題につきましては以上とさせていただいて、次の議題に移りたいと思います。

市長部局による学校でのいじめ防止の取組につきましては以上で終了といたします。

続きまして、議題の（２）でございます。「令和８年度学校教育の主な取組について」を議題といたします。
教育部指導課長から説明してまいりますので、お願いいたします。

○寺田指導課長：それでは、Ａ４の資料をご覧ください。
この資料は、令和７年12月25日に開催されました第24回教育委員会定例会でご承認いただいた、令和８年度の立川市教育委員会学校教育の指針に基づいてまとめた資料となります。
各学校では、この指針を踏まえて教育課程を編成しておりまして、昨日事前相談が全て終わったところです。
昨年度までのこちらの資料は、指針に記載している全ての見出しを取り出しておりましたけれども、今年度は各施策から一、二点ピックアップして具体的な取組を記載しました。
それでは、説明いたします。

まず、立川市教育委員会の教育目標を踏まえ、左上上段大きな指針を３点示しております。１点目は、確かな学力、豊かな心、健康・体力を育む教育の一層の充実を図ること、２点目として、誰一人取り残さない、多様な人々が共に生きる社会の実現に向けた学校教育を推進すること、３点目は、学校と家庭、地域・社会が連携・協力して、今を生きるすべての子どもたちの成長を支えること、というふうに示しております。

それでは、施策ごとに説明してまいります。
基本方針１、学校教育の充実についてです。まず、１番、学力・体力の向上ですけれども、授業の質的な向上を図るため、個別最適な学びや協働的な学びを一体的に充実させ、主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組んでおりますけれども、今回整備されました学習者用端末を有効に活用することで、それらがより一層授業改善を図られると考えております。
ＡＩドリルにおきましては、児童生徒一人一人の理解度や習熟度に合わせて問題を出題する教材であり、苦手の克服、得意分野の一層の伸長につながるものと考えています。また、個別最適な学習であったり、学習意欲の向上につながるものとも考えております。デジタルを活用したこれからの学びをテーマにした研究を実施する学校は３校ございますので、その研究の成果につきましては、市内で共有してまいります。

２番目、豊かな心を育む教育の推進についてです。各学校では、全教育活動を通して人権教育や道徳教育に取り組んでおりますが、自他ともに命を大切にしていく取組は欠かせないものと考えています。生命を尊重する教育の徹底では、当該児童生徒のＳＯＳを出す力とともに、周囲の児童生徒のＳＯＳを受け止め、支援する力の育成を最優先課題と考えています。学校、地域、関係機関等が連携し、生命と人権を守る教育の徹底を図ってまいります。
不登校の状況につきましては、小学校での増加傾向が見られます。不登校対策の取組では、教室以外の居場所を学校に確保するとともに、教育支援センターおおぞら、たまがわでは、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援、学習指導、教育相談等、在籍校や関係機関との連携を図り、一人一人に寄り添った支援を行ってまいります。

３番、円滑な教育活動の推進についてです。中学校部活動の地域連携、地域展開におきましては、まだまだこれから課題を考えています。ただ、小学生からのアンケートを取りまして、

市長部局とも連携をし、まずはこの休日から可能な地域展開を探っているところです。スポーツに限らず多様なニーズに応えられるように地域展開を進めていきたいと考えております。近隣の大学等も含めた地域団体等と連携を進めてまいります。

４番、教職員に対する取組につきましては、性暴力、体罰、ハラスメント等のコンプライアンスに関する研修や指導力向上に向けた研修を行い資質能力の向上を図るとともに、教員の働き方改革におきましては、これまでの人的支援や閉庁日の設定、電話対応の時間設定などを継続してまいります。また、困難事案が発生した場合には、速やかに教育委員会としても学校を支援してまいります。

基本方針２、特別支援教育の推進についてです。多様な学びの場と支援につきましては、立川第四中学校、そして第六小学校に自閉症・情緒固定学級が開設されます。充実した教育活動となるよう、学校運営における支援をしてまいります。

６番、学校長が作成する教育課程におきましては、本年度より特別支援教育を明確に位置づけるよう指示しております。これまで通常の学級の教育課程と特別支援学級の教育課程、別建てでつくっておりましたけれども、全て一緒に示すように今回からしております。

学校長のリーダーシップの下、校内委員会や共同学習等が充実するよう支援してまいります。

７番、相談や就学、進学の際の連携を充実してまいります。子どもの様子や支援方法、保護者の願いなどをしっかり共有し、校内における指導支援の充実を図ってまいります。

基本方針３番、学校教育環境の充実についてです。このたび、教育情報システムの更改に伴う教育ＩＣＴ環境の整備を、教育の質の向上や個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実、そして教員の働き方改革につなげてまいります。

また、通学路の安全・安心の確保であったり、児童生徒の保健衛生の推進にも努めてまいります。

基本方針４、学校給食の提供と食育の充実についてです。11番、学校給食事業の適切な運営につきましては、国や都の補助制度の動向を注視する中で、学校給食の無償化を実施いたします。また、安全・安心な給食を安定的に提供するため、令和９年度末で現在の事業契約が終了する西調理場について、現事業契約の評価を行い次期事業手法を決定した上で、事業内容、事業費等の検討を進めてまいります。

12番、安全・安心な給食の提供と食育の充実につきましては、調理工程から配送、配膳までの衛生管理を徹底することで、食中毒事故の防止を徹底するとともに、西調理場の次期事業に係る検討内容や不足食材料の調達環境の変化等を踏まえ、立川市学校給食衛生管理基準等の改正に向けた検討を行います。

また、立川市学校給食における食物アレルギー対応方針に基づいた対応の徹底と併せ、定期的な教員向けの食物アレルギー対応研修を実施することで、食物アレルギーのある児童生徒に安全・安心な給食を提供してまいります。

基本方針５、教育行政の推進についてです。総合的な教育行政の企画と推進ですが、教育行政の推進におきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育に関する事

務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施することで、学校教育や社会教育の取組が的確かつ有効に執行されているか、評価検証を行ってまいります。

最後、基本方針６番、公共施設マネジメントの推進についてです。第二小学校の複合施設整備、また立川第五中学校の建て替えにつきましては、児童生徒、地域住民の安全面を考慮しながら整備を行ってまいります。
資料の説明は以上となります。

○小宮山市長公室長：説明ありがとうございました。
ただいまの内容の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。
恐らく昨年度まではあまり具体的な事業名は出ていなかったんですが、今回は結構絞りながら個々具体的なこういう事業を行いますよというような、そんな表記になっているかなと思っていますけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

○寺田指導課長：項目だけだと少し何をやっているかが分かりづらかったので、少し具体的な取組を表記いたしました。

○小宮山市長公室長：そういった形でかなり具体的な何とか事業ですとか、何々の取組というのを具体的に表記をしていただいてございます。このあたりも踏まえまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。
それでは、市長お願いします。

○酒井市長：意見や質問ではなく、学校給食に関してご紹介なんですけれども、今年度も試行的に実施をしておりますが、学校給食の牛乳のストロー、バイオポリマー製のストローなんですけれども、小学生のうちは食育という面でも一定の効果はあるのかなと。
また、そういったただのプラスチックのストローではないというところで、給食が食事を通じて環境教育にも少しつなげていきたいなということとを、令和８年の２学期ぐらいからスタートができるかと思っております。
既にニュース等では少しご紹介をしていただいておりますが、昨年、東京都のモデル事業でやった家庭の油、天ぷら油等の廃食用油を航空燃料にしようという取組を、東京都が実証実験でやっていたものを、このたび立川市とその事業をやっている３社と協定を結びまして、２月からご家庭の油について再利用を行います。CO_2の発生を抑制できるような航空燃料にするということを、立川市とても事業として進めていこうと考えています。

東京都内で学校給食の油をＳＡＦにするのは、立川市が初めてになる予定ですので、そういった事業が具体的にスタートすれば、例えばコロッケだとか唐揚げだとかフライドの揚げた後の残った油が、あの飛行機の燃料になるんだよという、そういうことで循環型社会ネット・ゼロカーボンを目指していくような取組をしているんだよということを、環境対策プラス環境教育にもつなげていきたいなと思っています。
以上です。

○小宮山市長公室長：ありがとうございました。
市長の今の説明も含めて、岡村委員、お願いします。

○岡村教育長職務代理者：ストローのことと航空燃料という、これは本当にすばらしい子どもたちにいい教育になるかなということですばらしいなと思いました。私もたまたま理科の教員で、こういう問題、子どもたちにもいろいろ伝えて、教えてきましたけれども、本当に観点がすばらしい子どもたちに広く伝えたい。これは本当に広く伝えることが大事かなというような、そういう気がします。

それで、例えばペットボトルなんかも今、科学センターのほうで記念講演来てもらったんですけれども、ペットボトルを完全循環するという、またペットボトルに戻すというようなそういう技術があって、こういうのを子どもたちに知らせていくことは、将来の大人になった子どもたちにはとても大きな影響を与えていくかなと思うんで、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○小宮山市長公室長：ありがとうございます。せっかく学校給食課長いらっしゃるので、コメントございますか。

○近藤学校給食課長：今、お話ありましたように、ストローとあと廃油を航空燃料にというところで、どちらも切り口は違うんですけれども、環境問題に対する意識づけというところを、それが単体でやるとあまり入ってこない部分も、身近な給食という切り口があるからこそ入ってくる部分というのは当然あるというところで、本来業務は安全・安心な給食提供というところではあるんですけれども、そこを切り口として少しでも児童生徒一人一人に何か気づいてもらうようなことがあれば、将来社会全体にとってプラスになってくるという思いで、無理ない範囲でそういった気づきを与えられるようにということで、これからもこの件に限らずできることをやっていきたいと思います。

以上です。

○小宮山市長公室長：ありがとうございます。

ほかに、ご意見等ございましたらお願いいたします。

堀切委員、お願いします。

○堀切委員：ご説明ありがとうございました。

全然関係ないところなんですけれども、２番のところに書いてある不登校のことが、頑張ってくださっているのは本当によく分かって、ただ学校というのは、既存の学校が好きな先生による、学校が好きな子のための学校と私は見ているので、私から見たら本当に大変失礼ですけれども、先生の集団のほうがよっぽど多様性がなくて特性を持っているように見えたりするんですね。

なので、大変失礼なんですけれども、ここで苦しい子は本当にいるだろうし、昔は学校に従順に我慢してそこにいるということが、そのまま社会に働く力になっていたはずなんですけれども、今はそこが重なっていると思う親も少ないので、行かないと言われたらまず行かなくてもいいよって言っている親もきっと多いんじゃないかと思うんですね。なので、学校は頑張っているんだけれどもちょっと違うというか、教育基本法に『平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成』とあるんですけれども、本当にみんなのための学校になっているかというと、やっぱりある勉強の中の、成長曲線みたいなのに外れた子をどんどん別にして、説明を聞けない子、理解できない違う感性の子を別にしてという感じがしています。

頑張ってくださっているのは十分承知なんですけれども、やっぱり私がそうやって言っても、見えている景色が違うのでしょうがないし、どうしようと思うことが多くて、できたら違う価値観でやっている学校を視察に行ったりできないのかなというのが希望としてあります。
立川緑高校を見に行ったら本当によかったんですけれども、例えば不登校の特例校とか、そういうものを見ないとなかなか意識が変わらないんじゃないかなと思っているんですけれども、そういうことやっている教育委員会とか話を聞くと、やっぱり共通認識があると進んでいくと思うんで、もし教育委員会に予算がないということであれば市長、お願いしますというわけです。
以上です。

○小宮山市長公室長：ありがとうございます。市内にもフリースクールなどもございますけれども、なかなか難しいご提案でございますが、指導課長、いかがでしょう。

○寺田指導課長：不登校の子、要因を聞きましても多様な考え方であるとか、様々な原因があり、学校がやはり苦慮しているところがあります。その受け入れる側の体制についても、やはり一般的な回答になってしまうんですが、公立学校におきましては学習指導要領に基づいた教育体制を整えているところがあります。
ただ一方、東京都が実施していますチャレンジクラスであるとか、様々な受入れ体制の柔軟化というのは今後進んでいくんではないかと思います。また次期学習指導要領の改訂におきましても、多様な子がいる前提での学びの在り方というものを今検討が進められておりますので、それを踏まえて、やはり授業改革であるとか教員の考え方の改革というのも今後必要かなと思います。
また子どもたちが通いやすく、安心に授業が受けられるような学校づくりというのをやはり目指さなくてはいけないかなというふうに思っています。
以上です。

○小宮山市長公室長：ありがとうございます。
いかがでしょうか。
教育長、お願いします。

○飯田教育長：都教委の方々が来るといろんな意見をぶつけているんですけれども、堀切委員が述べていた、同じような先生が全然多様性に富んでいないという、もう少しスキルもあって個性的な先生の採用というのが必要ですよねというのは、都教委の人事の担当者とも合意しているところなので、いろいろな子どもたちに対していろんな生き方を支援できるようなというところが、採用に当たっても必要なんじゃないかというところはぶつけてきたところです。

それから、いろいろな学校をつくりたいということについて、親御さんのほうも最近不登校というのではなくて、登校させることの価値観というのが、学校は全てじゃないという方も出ているんだけれども、そういった方に対しての公立学校としてどうしようかというのは、しかるべきところが今動いているような感じがするなということで思っています。
一方で、義務教育じゃないんですけれども、都立高校のほうは大変危機感を持っていて、目的を持った上級学校の進学者、いわゆる高校生になりたいというものが、都立高校、都立の普通科を選ばなくなっているというのは、小中学校にしてももう小学校の段階から親御さんが、

公立小学校にも私立小学校にも、うちの子が入れるようなところはありませんという選択をし始めているというところは行政のほうで把握しています。すぐあした改革できるかどうかは分からないですけれども、堀切委員をはじめ保護者もそうですけれども、いろんなところに訴える機会はあるので、めげずに諦めずに、予算がどうのではなくて、子どもの生き方を保障して、やっぱり子どもが将来の宝なので、何とかいろんな目的が取り入れられるようなコースを、先ほどから言っているチャンネルの多様化というのは必要かなと思うので、少しずつ考える可能性は諦めないで模索していきたいなと、いち教育長として思っています。
　以上です。

○小宮山市長公室長：教育長、ありがとうございました。
　それでは、岡村委員、お願いします。

○岡村教育長職務代理者：不登校の問題で、自分は一番ここに関心があるところですけれども、教育委員をやらせていただいて、いろんな学校に学校訪問に行かせていただいて、不登校がほとんどゼロに近い学校も市内にあったり、またはすごく多い学校もあると感じています。その市内の中でも不登校少ない学校のことをよく調べて、いろいろ真似していくというか、参考にしていくことが必要かなと思います。それで全て解決できませんし、地域性なんかも違いますけれども、（不登校が少ない学校は）４つの特徴があると思います。

　１つは、子どもは楽しいなという感覚というか何ていうんですかね、学校に行きたくなるという子どもが多い、どうしてそうなるかをまた分析しなきゃならないですけれども。
　２つ目は、授業が楽しいし分かると、当たり前ですよね。小学校４年ぐらいになると急に難しくなって、行きたくなくなっちゃったりするところあたりをどう乗り越えるかみたいなのがうまくいっている学校です。
　それから３つ目が、地域の保護者や地域が本当に学校を応援していることです。
　４つ目が、私もなかなか分からなかったんですけれども、子どもが、児童生徒が参加する形の学校ですね。与えてもらう、教えてもらうというんじゃなくて、いろんな場面で参加するというか、参加意識を持つ。僕の学校、私の学校だという小さい子は小さい子なりに、中学生は中学生なりに、そういう意識がある教育の課程といいますかね、そういう方針を持っていろんな行事や授業を含めてですけれども。生徒会、児童会を含めたり、そういういろんな活動の中に取り入れていくことかなというのは感じました。何かそこら辺に鍵があるかなと思いました。

○小宮山市長公室長：ありがとうございました。不登校の話が大分掘り下げられたところではございますが、最後に市長、コメントございましたらお願いします。

○酒井市長：不登校の話なんですけれども、この問題は一律的に考えることは無理だなと思っていて、いじめの問題であったり、あるいは学校の勉強についていけないということなど、行きたいと思っているのに行けなくなってしまう外的要因があります。
　そういった子たちに対して、その阻害要因をどういうふうに除去をすることによって、行きたいと思っている子どもたちに行く環境を整備していくのかというところにフォーカスをした不登校の対策と、そもそも価値観がもう多様化をしていて、公立校に求めるものはないと、ほかの学びの世界を求めている、そういった子どもや親御さんもいる。その子たちに対しては、それは学校に来ようよというのはもはや無意味な話であって、そこは分けて考えないと、全然

ターゲットの組成が違うことに画一的にやっていても僕は意味がないと思っています。

そうやって多様な学びがある中で、不登校の出現率が立川市の中学校って多いですよね。それは別の学びを求めているというから来ないのか、それとも学校に行きたくとも行けないのかと、我々が従来思っていた不登校の要因なのかというところを分けて考える必要があると思います。まずデータ上実態を把握した上で、その実態に合わせたそれぞれの取組方針を定める必要があると思います。何が原因で何を求めているのかというところが分からないと、ただやっています、頑張っていますと言っても、疲弊してしまうだけです。

そういったことも含めながら、今後とも市長部局と教育委員会、事務局、そして教育委員の皆さんとも、当然学校の各現場の先生とも、いろいろお互いに疑問に思うこと、お互いにこうしたらいいんでないかというようなことは共有をさせていただきながら、取り組んでいければなというのが、最後、問題提起と感想でございます。以上でございます。

〇小宮山市長公室長：市長、ありがとうございました。

１個１個の問題は、まだまだ根深い部分がございますので、またこの総合教育会議の場で、多分皆様方からお話がありましたとおり、不登校にひとくくりにできないような部分も多いかと思いますので、また機会がありましたらば、いろいろな角度から掘り下げていってみたいと思っております。

それでは、時間となりましたので、この議題、令和８年度学校教育の主な取組については、以上で終了とさせていただきます。

本日の議題はこの２点のみとなってございます。

その他でございますけれども、定例の事務連絡でございます。

本日の議事録につきましては、後日委員の皆様にご確認いただき、市ホームページ、市役所３階の市政情報コーナーで公開いたします。

また、次回の総合教育会議につきましては、４月以降に開催を予定しております。日程調整をさせていただきましてお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日予定されておりました内容は全て終了いたしましたので、酒井市長に閉会の宣言をお願いしたいと思います。

〇酒井市長：ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして令和７年度第３回立川市総合教育会議を閉会いたします。大変お疲れさまです。